

令和7年度三郷市立彦成中学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校では、目指す学校像を「よさを伸ばし、磨きあい、未来を拓く力を育む学校」とし、三郷の教育 かけがえのない子らの命あずかり夢を育む教育『4つの礎』『チャレンジ3』を推進して、特色ある教育活動を展開している。

「授業の心得」を基盤として、教員一人一人が分かる授業を心掛け、生徒に基礎・基本の定着を図っている。教員間での授業参観の時間を設けること（1コマ10分研修）、生徒会活動として、積極的なあいさつ運動を実施し、その結果、生徒は落ち着いて学習に取り組んでいる。

また、校内や学校周辺で行うたくさんのボランティア活動を設定し実施している。「日本一の読書のまち三郷」の学校として、読書活動では、図書館司書と連携して学校図書館を積極的に活用したり、朝読書の実施、生徒、教員が読んだ本を紹介する活動なども行っており、生徒に読書の楽しさ、知る喜びを伝えている。これらの活動を通して、豊かな心を持った生徒の育成に努めている。

さらに、年度当初および毎学期の保護者会の実施や親の学習、家庭との連携の推進を通して、良好な人間関係づくりやいじめの防止等、保護者の役割について啓発を行っている。

本校において、いじめの防止、早期発見、早期対応が、計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を以下に記載する。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、被害に遭った生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。また、けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するかどうかは、組織的に慎重に判断する。

2 いじめの未然防止

(1) 人間力を高める道徳教育の充実

- ・道徳の授業では、考え、議論することにより、正面からいじめ問題に向かう。また、生徒の心が揺さぶられる教材や資料を取り扱い、人としての「気高さ」や「思いやり」、「心づかい」等に触れさせ、自身の生活や行動を省みる。
- ・教育活動全体を通じ、「卑怯な振る舞いをしない」「いじめをしない」「いじめを見過ごさない」という豊かな心を育てる。
- ・東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒については、被災生徒が受けた心身への影響を理解し、心のケアを適切に行い、細心の注意を払って、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に努める。

(2) 豊かな体験活動の充実

- ・学校行事や生徒会活動を通して、友だちと理解し合い交流し合う喜びを実感させる。

- ・福祉体験、ボランティア体験、職業体験等、学年に応じた活動を教育計画に位置付け、実施する。
また、小・中・高・大の連携を意識させるため、小学生の授業受け入れ、高校へ出向いた体験授業、大学生の生き方・考え方を知るための大学生との連携を実践する。

(3) 生徒会主体の取組

- ・毎朝、生徒会による「あいさつ運動」を実施し、明るい気持ちで学校生活がスタートできるようにする。
- ・いじめ撲滅運動の一環として、生徒1人1人のいじめ撲滅宣言を書き、各学級でまとめ、専用コーナーで掲示をしている。
- ・生徒のインターネットやスマートフォンの使用に関する実態調査をもとに、生徒会が中心となり、各学級でスマートフォンに関する学級討議等を行い、それらを集約した「みんなで考えた彦成中学校スマホルール」を作成し、生徒会新聞への掲載を行い、インターネットやスマートフォンによるいじめ防止を発信していく。

(4) 意識の啓発

- ・11月に生徒会朝会を開催し、「いじめ撲滅宣言」を行う。
- ・11月に人権教育週間を設け（2週間）、生命尊重の精神や人権感覚を育むための授業や集会などの取組を実施する。

2 早期発見のための対策

(1) 日常的なコミュニケーションの充実

- ・教職員は、生徒に積極的に言葉がけをして、生徒とのコミュニケーションを図り、生徒の小さな変化を見逃さないようにする。
- ・「やりとり帳」（日記）を活用して、生徒の実態把握と適切な指導に努める。
- ・休み時間や昼休み等、生徒の様子に目を配り、「生徒がいる所には、教職員がいる」ことを目指す。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、生徒が感じた被害性に着目し、いじめに該当するかを判断する。

(2) 教育相談の実施体制

- ・生徒及び保護者が相談を行うことができるよう、教職員と生徒の信頼関係を築き、以下の通り相談体制を整える。
 - ① いじめ相談窓口（教頭及び学年主任）
 - ② 第1教育相談室、第2教育相談室、第3教育相談室との連携
 - ③ さわやか相談員、スクールカウンセラー等の活用
 - ④ 授業参観日や保護者懇談会を通じた保護者との連携

⑤ 教育相談週間の設定（7月、11月）

（1，2年生は三者面談、二者面談、3年生は三者面談を2回実施）

⑥ スズキ校務「教育相談記録ファイル」を活用した情報の共有

- ・「学校生活アンケート」を毎月行い、必要に応じて教育相談を実施する。

(3) 校内研修の実施

- ・生徒理解に関する研修やいじめ防止等のための対策に関する研修を年間研修計画に位置づけ、教職員の意識啓発を図る。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・インターネット等を通じて行われるいじめを防止するとともに、効果的に対処できるようにするために、教職員（生徒、保護者）を対象に情報モラル研修会（講習会）を実施する。
- ・生徒のインターネットやスマートフォンの使用に関する実態調査をもとに、生徒会が中心となり、各学級でスマートフォンに関する学級討議等を行い、それらを集約した「みんなで考えた彦成中学校スマホルール」を作成し、保護者会資料や生徒会新聞への掲載を行い、インターネットやスマートフォンによるいじめ防止を発信していく。

(5) 「SOSの出し方に関する教育」を保健体育や学級活動の中で行い、生徒が、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す）ができるようにし、身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにする。

3 いじめの対応

(1) 適切な実態把握

- ・当事者双方、周りの生徒から個々に聴き取り、情報を収集する。その際、複数の教員が立ち会うこととする。

(2) 組織的な対応

- ・いじめの事実が確認された場合は、学校として事実の共通認識、対応の共通理解を図り、組織的に対応する。
- ・いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下指導体制を整え、的確な役割分担をして解決にあたる。

(3) 生徒への指導、支援

- ・教員は、些細な兆候や懸念、生徒の訴えを抱え込まずに、直ちに組織的に対応する。その際、被害生徒を徹底して守り通すとともに、加害生徒等に対しては、人格の成長を目指し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ・いじめられた生徒の保護、心配や不安を取り除くため、生徒に寄り添った支援を行う。
- ・いじめを行った生徒に対して、相手の苦しみや痛みを心で寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許されない」という人権意識を持たせる。その中でも、必要に応じて専門職並びに専門機関と連携をする。

(4) 保護者との連携

- ・いじめられた生徒及び保護者に対する支援を行い、具体的な対応策を説明する。また、いじめを行った生徒の保護者と面談し、再発防止のための策を講じる。
- ・インターネット等によるいじめに対しては、保護者の協力を求め、学校との連携について協議する。

(5) 関係機関への報告・相談

- ・必要に応じて、教育委員会への連絡・相談を行うとともに、事案によって関係機関との連携を行う。（吉川警察署、越谷児童相談所草加分室等）

(6) いじめの解消の判断

- ・いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安とする。
- ・いじめの解消の判断は、被害生徒並びに、その保護者に対する面談等を実施し、総合的に判断する。
- ・いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間、継続的に指導・支援を継続する。

4 校内組織

(1) いじめ防止対策推進委員会（学校いじめ対策組織）の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、いじめ防止対策推進委員会を設置する。

〈構成員〉 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・教育相談主任、スクールカウンセラー、さわやか相談員等

〈活動〉

- ① 早期発見に関すること。（教育相談、毎月のアンケート調査等）
- ② 未然防止に関すること。
- ③ 対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に関する生徒の理解を深める取組。

〈開催〉

- ・月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は、緊急開催する。

(2) 重大事案への対処

- ・生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

① 三郷市教育委員会に速やかに報告する。

② 教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織「緊急いじめ対応委員会」を設置する。

〈構成員案〉 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・教育相談主任

③ 「緊急いじめ対応委員会」を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④ 「緊急いじめ対応委員会」の調査結果については、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係及び必要な情報を適切に提供する。同時に、いじめを行った生徒の保護者にも事実関係及び必要な情報を適切に提供し、今後の対応について、協議する。なお、報告については管理職が行う。

⑤ 「緊急いじめ対応委員会」は、調査結果及び再発防止策について、三郷市教育委員会に報告する。

(3) 学校いじめ防止基本方針が、本学校の実情に即して適切に機能しているかを学校評価等を用い、組織的に点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルを確立する。